

令和8年度 熊谷市育英資金奨学生募集要項

1. 貸付の対象者

令和8年4月に、以下の学校へ進学予定の方もしくは在学する方で貸付の条件をすべて満たす方

- 高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程
- 大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む）、専修学校専門課程

2. 貸付の条件

次の（１）から（４）のすべての要件を備えていることが必要です。

- （１）熊谷市に6か月以上居住する世帯の方
- （２）成績良好、品行方正、健康で学業に支障のない方
- （３）経済的な理由により学資支出の困難な世帯の方
- （４）下記３の要件を備えた保証人（２名）を立てられる方

3. 保証人の条件

- 保護者（１名）
- 市内に居住し、申請者及び保護者と生計を別にする満18歳以上の方（１名）
（ただし、市内に居住する保証人がいない場合で、特に市長が認めた場合はこれに限りません）

4. 貸付

【貸付月額】

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ○高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程 | 15,000円以内 |
| ○大学（短期大学を含む）、専修学校専門課程 | 30,000円以内 |

【利息】

無利息

【貸付期間】

令和8年4月から、課程の最短の修業年限が終わる月まで
※卒業までの期間が延びた場合でも、貸付が延長されることはありません。

【貸付方法】

1年を4期に分けて3か月分ずつ、保護者名義の指定された口座に振り込みます。

5. 返済 ※貸付金額を全額返済しなければなりません。

【返済期間および返済月額】

貸付が終了した月の翌月から起算して6か月経過した後、貸付月額の1／2以上の額を毎月返済すること。

- （例１） 高校生で3年間（月額15,000円）の貸付を受けた方は、卒業して半年後の10月から月額7,500円の返済を開始し、6年間をかけて全額返済（合計540,000円）

（例２） 大学生で4年間（月額30,000円）の貸付を受けた方は、卒業して半年後の10月から月額15,000円の返済を開始し、8年間をかけて全額返済（合計1,440,000円）

【返済方法】

教育総務課で発行する納付書を市指定の金融機関へ持参し、現金で納入してください。
口座引き落としやコンビニでの納付には対応しておりませんのでご了承ください。

（裏面もご確認ください）

6. 申請

【受付期間】

令和8年2月2日（月）から4月6日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く）

【申請方法】

申請者または保護者が、下記必要書類を教育総務課（本庁舎6階）へ提出してください。

※郵送及び各行政センターでの受付はできません。

【必要書類】 ※マイナンバー（個人番号）が記載されていないものをご用意ください。

①育英資金貸与申請書

②育英資金被貸与者推薦書（出身又は在学の学校へ作成を依頼してください。）

③家庭状況調書

④申請者及び申請者と生計を一にする者全員の所得に関する証明書

（令和7年1月1日時点で熊谷市に住民登録がある方で、熊谷市教育委員会が所得状況を確認することについての同意書を提出する場合は、所得に関する証明書の提出は必要ありません。）

※令和7年1月1日以降に家計が急変した方は、その状況が確認できる書類を添付してください。
（給与証明書、退職証明書等）

7. 審査および結果通知

熊谷市育英資金貸付審査会の審査を経て、貸付の可否を決定します。

審査結果は申請者の方全員に郵送で通知します。（4月下旬）

【貸付決定後の提出書類】

①誓約書

②育英資金借用証書（申請者及び保証人2人の署名と実印が必要になります）

③請求書（振込先は保護者名義の口座）

④保証人（2名分それぞれ）の印鑑登録証明書

※提出書類を受理した後、5月下旬から順次初回の貸付を開始します。

8. お問い合わせ・申し込み先

熊谷市教育委員会教育総務課（本庁舎6階）

TEL 048-524-1651（直通）